

水道をご利用の皆さんに 水道管の防寒対策についてお願い

毎年冬の時期には水道管の凍結・破裂による漏水が見られます。むき出しになっている配管や蛇口には保温材を巻くなど防寒対策をお願いします。

また、毎月初めに水道メーターの検針を行っていますので正確な検針ができるよう、各家庭のメーターボックスの上に物を置いたり、近くに犬をつないだりすることは遠慮ください。

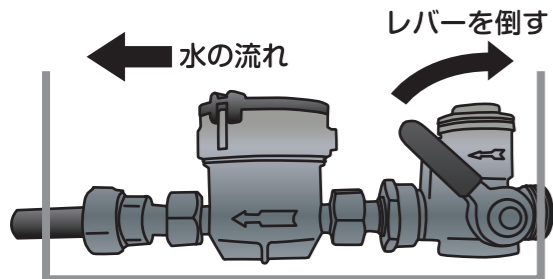


宅地内での水道の漏水について

宅地内で水が噴き出した場合の対処方法および漏水の確認方法をお知らせします。

■宅地内で水が噴き出した場合

メーターボックス内の止水栓のレバーを水の流れとは反対側に倒してください。水が止まります。(水の流れと同じ方向に倒すと再び水は出ます)



■漏水が疑われる場合の確認方法

町では毎月検針を行い、「水道使用量のお知らせ」をお渡ししています。前月と比べて心当たりがないのに使用水量が増えている場合は、漏水が疑われます。

- ①すべての蛇口を閉めてください。
- ②水道メーターのパイロットが止まっているか確認してください。すべての蛇口を止めていれば水が止まっているはずですのでパイロットが回ることはありません。水を止めているのにパイロットが回っていれば漏水の可能性があります。必要に応じて止水栓のレバーを操作してください。



パイロット

漏水などが確認された場合は、上毛町指定の工事業者へ修理を依頼してください。

●問い合わせ先 建設課 上下水道係 TEL 72-3159(内線192・198)

最低賃金改定のお知らせ

令和5年度に改正された福岡県の最低賃金は以下のとおりです。



地域別最低賃金	1時間	効力発生日
福岡県最低賃金	941円	10月6日
特定最低賃金	1時間	効力発生日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1053円	12月10日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1019円	
輸送用機械器具製造業	1029円	
百貨店、総合スーパー	945円	
自動車(新車)小売業	1028円	

※これらの特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間941円)が適用されます。
 ※最低賃金は正社員のみでなく、パートタイマー・アルバイト・派遣労働者など全ての労働者に適用されます。
 ※最低賃金には精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外労働・休日労働などの割増賃金、賞与、臨時の賃金は算入されません。

※月給制の場合は、月給を1か月平均の所定労働時間で除して金額を比較してください。

※派遣労働者には、派遣先の事業場における最低賃金額が適用されます。

●問い合わせ先 福岡労働局労働基準部監督課賃金室 TEL 092-411-4578
<https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>
 もしくは、お近くの労働基準監督署までお尋ねください。

令和5年の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を送付しています

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上の社会保険料控除の対象であり課税所得から控除されます。令和5年中(令和5年1月1日から12月31日まで)に納められた保険料の全額が対象となり、配偶者やその他の親族が負担すべき国民年金保険料も、納めた方が申告することができます。

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛に次のとおり送付されますので、年末調整または確定申告の際にご使用ください。

項番	対象者	発送時期
1	令和5年1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納付した方	令和5年10月下旬から11月上旬にかけて順次郵送
2	項番「1」のうち「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	令和5年10月中旬から10月下旬にかけて順次電子送付
3	令和5年10月3日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方(項番「1」の対象者を除く)	令和6年2月上旬に郵送
4	項番「3」のうち「ねんきんネット」において事前に電子送付希望の登録を行った方	令和6年1月下旬に電子送付

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873

年末の大掃除などで多量にごみが出た場合は、清掃センターへ直接持ち込んでください

年末の清掃センターの受け入れ体制は以下のとおりです。「資源とごみの分別ガイドブック」をご確認いただき、正しく分別して持ち込んでください。
 なお、町のごみ収集日はガイドブックの収集日程表をご確認ください。



12月28日(木)~30日(土)	受け入れ(8:30~16:30)
12月31日(日)	受け入れ(8:30~12:00)

■清掃センターに直接搬入した場合、ごみ処理手数料が別途必要です。

●問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線143)
 豊前市外二町清掃センター TEL 82-2192

県税事務所休日開庁のお知らせ

県税の納付のほか納税相談などもできます。どうぞご利用ください

■日 時 12月10日(日) 8:30~17:00

●問い合わせ先 行橋県税事務所 収税課 TEL 0930-23-2258

年末年始のし尿など汲取り受付日程

12月29日(金)	平常業務
12月30日(土)~1月3日(水)	休み
1月4日(木)	午前中のみ(7:30~12:00)
1月5日(金)	平常業務

◎年末の電話またはFAXによる申し込みについてのお願い

年末の受付については、大変混雑致しますので12月の月初めから早めのご連絡をお願いします。業務時間外は、留守番電話での受付もしております。緊急時はご連絡ください。

なお、年内の受付は12月27日(水)までとさせていただきます。

●申し込み・問い合わせ先 株豊前清掃社 TEL 83-2634 FAX 82-3749

上毛町商工会からのご案内 「上毛町プレミアム商品券」の使用期間について

プレミアム商品券の使用期限は令和5年12月31日です。商品券をお持ちの方は、必ず期限内にご利用いただきますようお願いいたします。使用期限を過ぎた商品券は無効になりますのでご注意ください。

●問い合わせ先 上毛町商工会 TEL 72-3195